

報告第10号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和6年3月に申し立てられた裁判上の和解について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月16日

足立区長 近藤 弥生

損害賠償請求に関する和解について

区立小学校で発生した事故に係る損害賠償請求について、下記により和解する。

記

1 相手方

足立区内在住者

2 和解の要旨

区は、区立小の児童に何らかの問題が生じたときは、保護者との間で十分意思疎通が必要なことを改めて確認し、今後もそのように努めることを約束する。

3 事案の概要

区立小学校で、登校してきた児童・付き添ってきた保護者と、出迎えた職員（当時）との間でトラブルが発生した。また同日に、学校を出た児童が一時、所在不明となった。